

教育研究助成金給付募集要項

公益財団法人鶴虎太郎奨学会

本会は、公益財団法人鶴虎太郎奨学会教育研究助成金給付要綱に基づき、教育実践等に関する研究を行う者に対し、教育研究助成金(以下「助成金」という。)の給付を行い、以って広島県の教育振興に寄与するため、この要項の定めるところにより助成金の給付希望者を募集します。

1. 助成金の給付対象者

広島県内の教育機関(以下「学校等」という。)に在籍する教職員であること。

2. 研究の内容

次に示す学校における教育実践研究及び管理・運営等に関する研究で、原則として単年度の 研究であること。

- ①教科教育 ②道徳教育 ③特別活動 ④幼児教育 ⑤社会教育・生涯学習 ⑥学校の管理・運営
- ⑦その他学校等における教育研究

3. 給付額

- 1 助成期間は、給付年度(4月から翌年3月まで)の1年間とする。
- 2 研究テーマ1件の給付額は、20万円以内とする。

4. 申込等

- 1 申込者は、個人又は団体(共同研究)とする。
- 2 申込期間は、毎年5月1日から10月末までとする。
- 3 提出書類は以下のとおりとする。
 - ①教育研究助成金給付申込書(所属機関の長の推薦のあるもの)(別紙様式1)
 - ②研究計画書(別紙様式2-1, 2-2)

5. 助成金給付対象者の決定

- 1 助成金給付対象者は、公募に応じた者の中から、締切後2ヶ月以内に、本会の助成金給付選考委員会の選考を経て、決定する。
- 2 助成金給付応募者には、採否及び給付額を所属機関の長を経て本人に通知する。
- 3 助成金給付決定者には、給付額を指定された金融機関の口座に送金する。

6. 実績報告

- 1 助成金給付を受けた者は、当該年度末日までに教育研究実績報告書(別紙様式3)を本会に提出しなければならない。(原則として添付資料以外の本文は電子報告とする。)
- 2 添付書類として、助成金を充当した経費については、その明細書と証憑書類を提出するものとする。
- 3 教育研究実績報告書は、本会のホームページ(tsuru-shougaku.jp)等に公開されるものとする。

7. 助成金給付の条件

- 1 教育研究課題は、過去に未発表のものであること。
- 2 助成金は、教育研究に直接必要な経費にのみ使用して研究成果があげられるよう努めること。
- 3 研究終了後、助成金により購入した設備、備品、図書が残存する場合は、それらを助成金給付対象者が所属する機関に寄附すること。

8. 助成金の返還

助成金給付後、本要項の趣旨に著しく違反していることが判明した場合、本会は助成金の一部又は全額の返還を求めることができる。

応募書類の提出先ならびにお問い合わせ先

〒731-5193 広島市佐伯区三宅二丁目1番1号 広島工業大学内

TEL(082)921-4149 FAX(082)921-6979

公益財団法人 鶴虎太郎奨学会